

協議第 3 号

合併の方式について

平成 1 7 年 2 月 2 3 日提案

笠間市・友部町・岩間町合併協議会

会 長 磯 良 史

調 整 方 針 （ 案 ）
笠間市，西茨城郡友部町及び同郡岩間町を廃し，その区域をもって新しい市を設置する新設合併とする。

平成 1 7 年 2 月 2 3 日確認

参 考 (現 況 等)		
笠 間 市	友 部 町	岩 間 町
1 沿革 ○明治 2 2 年 町村制施行により笠間町・北山内村・南山内村・大池田村・西山内村となる。 ○昭和 2 9 年 町制施行により稲田町発足 ○昭和 3 0 年 大池田村・北山内村・南山内村が笠間町と合併し笠間町となる。 ○昭和 3 1 年 笠間町が広谷原を編入する。 ○昭和 3 3 年 笠間町と稲田町が合併し、笠間町となる。 市制施行により笠間市となる。 2 人口 3 0 , 0 7 6 人 (平成 1 2 年国勢調査) 3 面積 1 3 1 . 6 1 k m² (国土地理院)	1 沿革 ○明治 2 2 年 町村制施行により穴戸町・大原村・北川根村・鯉淵村となる。 ○昭和 3 0 年 穴戸町・大原村・北川根村合併(鯉淵村一部編入)により友部町となる。 2 人口 3 5 , 5 5 7 人 (平成 1 2 年国勢調査) 3 面積 5 8 . 7 1 k m² (国土地理院)	1 沿革 ○明治 2 2 年 町村制施行により岩間村・南川根村となる。 ○大正 1 2 年 岩間村が岩間町となる。 ○昭和 2 9 年 岩間町・南川根村合併により、岩間町となる。 2 人口 1 6 , 7 2 5 人 (平成 1 2 年国勢調査) 3 面積 4 9 . 9 3 k m² (国土地理院)

参 考 (現 況 等)

2 合併方式による相違点

		新 設 合 併	編 入 合 併
定義		2 以上の市町村の区域の全部若しくは一部をもって市町村を置くことで市町村の数の減少を伴うもの	市町村の区域の全部若しくは一部を他の市町村に編入することで市町村の数の減少を伴うもの
法人格		新たに法人格が発生する。	編入する市町村の法人格が継続する。
合併市町村の名称		新たに制定する。	編入する市町村の名称とすることが多いが新たに制定することができる。
事務所の位置		新たに制定する。	通常は、編入する市町村の事務所の位置となる。
市町村の長		合併関係市町村の長は失職する。	編入する市町村の長は変わらず、編入される（消滅する）市町村の長は失職する。
議会の議員	原則	合併関係市町村の議会の議員は失職する。 合併市町村の法定数による設置選挙を行う。	編入する市町村の議会の議員は在任し、編入される（消滅する）市町村の議会の議員は失職する。（合併による著しい人口増の場合は増員選挙を行う。）
	特例	次のいずれかによることができる。 設置選挙において、新設合併の特例定数（法定数の2 倍まで）とする。 合併関係市町村の議会の議員で合併市町村の議会の議員の被選挙権を有することとなる者は最長 2 年間在任する。	次のいずれかによることができる。 増員選挙及びこれに続く最初の一般選挙において編入合併の特例定数とする。（増加分は編入された区域に配分） 編入される市町村の議会の議員で合併市町村の議会の議員の被選挙権を有することとなる者は編入する市町村の議会の議員の残任期間だけ在任する。この場合、更に最初の一般選挙において編入合併の特例定数を採ることができる。

参 考 (現 況 等)

		新 設 合 併	編 入 合 併
農業委員会の委員 (合併市町村に一つの委員会を置くこととする場合)	原則	合併関係市町村の委員(選挙による委員,選任による委員)は全て失職する。	編入する市町村の委員はそのまま在任し,編入される(消滅する)市町村の委員は全て失職する。
	特例	合併関係市町村の委員(選挙)のうち,合併市町村の農業委員会の委員の被選挙権を有することとなる者は80人を超えない範囲で,1年以内の間,在任できる。	編入される(消滅する)市町村の委員(選挙)のうち,合併市町村の農業委員会の委員の被選挙権を有することとなる者は,40人までの範囲で,編入する市町村の委員の残任期間在任できる。
特別職の職員		合併関係市町村の特別職の職員は全員失職する。(新たに選任する。)	編入する市町村の特別職の職員は在任し,編入される(消滅する)市町村の特別職の職員は全員失職する。
条例・規則		合併関係市町村の条例・規則は全て失効する。(新たに制定する。)	編入する市町村の条例・規則を適用する。(合併に伴い必要な改正を行う。)

注) 農業委員会の委員については,面積等の要件により合併市町村の区域を分けて2以上の農業委員会を置くことができる

参 考 (現 況 等)

3 先進地事例

(県内)

合併年月日 (予定含む)	新市町村名	合併関係市町村名 (人口 : 人)	合併形態
平成 1 7 年 2 月 1 日	城里町	常北町 (13,459) , 桂村 (7,050) , 七会村 (2,498)	新設
平成 1 7 年 3 月 2 2 日	坂東市	岩井市 (43,421) , 猿島町 (15,252)	新設
平成 1 7 年 3 月 2 2 日	稲敷市	江戸崎町 (20,456) , 新利根町 (10,500) , 桜川村 (7,449) , 東村 (12,879)	新設
平成 1 7 年 3 月 2 8 日	筑西市	下館市 (65,034) , 関城町 (16,145) , 明野町 (17,796) , 協和町 (17,145)	新設
平成 1 7 年 3 月 2 8 日	かすみがうら市	霞ヶ浦町 (18,569) , 千代田町 (26,660)	新設

(全国)

合併年月日	新市町村名	合併関係市町村名 (人口 : 人)	合併形態
平成 1 7 年 2 月 1 日	能美市	根上町 (15,426) , 寺井町 (15,308) , 辰口町 (14,343)	新設
平成 1 7 年 2 月 1 1 日	阿蘇市	一の宮町 (10,054) , 阿蘇町 (18,667) , 波野村 (1,736)	新設
平成 1 7 年 2 月 1 1 日	鴨川市	鴨川市 (29,981) , 天津小湊町 (7,672)	新設
平成 1 7 年 2 月 1 3 日	下関市	下関市 (252,389) , 菊川町 (8,203) , 豊田町 (6,882) , 豊浦町 (20,499) , 豊北町 (13,124)	新設
平成 1 7 年 2 月 1 3 日	南阿蘇村	白水村 (4,583) , 久木野村 (2,547) , 長陽村 (5,306)	新設
平成 1 7 年 2 月 1 3 日	上野原市	上野原町 (27,771) , 秋山村 (2,386)	新設
平成 1 7 年 2 月 1 4 日	米原市	山東町 (13,421) , 伊吹町 (5,959) , 米原町 (12,479)	新設
平成 1 7 年 2 月 1 4 日	大紀町	大宮町 (5,242) , 紀勢町 (4,488) , 大内山村 (1,604)	新設